

公益財団法人科学技術交流財団における研究活動の不正行為への対応に関する要綱

(目的)

第1条 本要綱は、公益財団法人科学技術交流財団(以下「財団」という。)が配分する研究資金を活用した研究活動において不正行為が発生した場合に適切に対応するため、公益財団法人科学技術交流財団における競争的資金執行に関する要綱第20条に規定する、財団においてとるべき措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「研究資金」とは、内閣府において「競争的資金」と整理されているもののうち財団がその資金を受領し、研究機関へ配分するものをいう。

(調査委員会)

第3条 第1条の目的を達成するため、財団内に調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 不正行為に対する調査及び処分に関すること。
- (2) 不正行為の防止その他必要な措置に関すること。

第5条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	事務局長
副委員長	総務部長
副委員長	業務担当部長
委員	科学技術コーディネータ
委員	総務課長

- 2 前項の定めのほか、委員長が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士等に参加させることができる。

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

(通報等の受付窓口)

第8条 研究活動の不正行為に関する通報等の受付窓口(以下「受付窓口」という。)は総務課長とする。

2 通報を受けた総務課長は、直ちにその旨を理事長に報告しなければならない。

(不正行為に関する通報)

第9条 不正行為を発見した者、又は不正行為があると思料するに至った者は書面、電子メール等を通じてその通報を行うことができる。

(通報者及び被通報者の取扱い)

第10条 通報を受け付ける場合、相談窓口及び委員会は通報内容や通報者の秘密を保持しなければならない。

(予備調査)

第11条 第8条の通報があった場合には、受付窓口は業務担当部長、業務担当課長と協力して速やかに予備調査を実施し、委員長に報告しなければならない。

(本調査)

第12条 委員長は、前条の予備調査の報告に基づき委員会を招集し、不正行為が存する疑いがある場合には、本調査を行う。

第13条 委員会は、必要に応じ通報者及び被通報者の出席を求め、当該研究について説明を受け又は意見を聴取することができる。

2 本調査の期間中、財団は通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

第14条 関係者は、委員会の調査に当たっては誠実に協力しなければならない。

第15条 委員はこの要綱に基づく調査により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(議決)

第16条 委員会は、本調査の開始後概ね150日以内に、調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かの認定を行う。

2 委員会は、不正行為が行われたと認定された場合には、その不正行為の態様に応じて処分等の議決を行う。

3 委員長は、速やかに前項の議決結果を理事長に報告しなければならない。

(措置の決定)

第17条 理事長は、委員会の報告を尊重しつつ被認定者に対する措置を決定する。なお、被認定者の弁明の聴取及び措置決定後の不服申立の受付は行わないものと

する。

(措置決定の通知)

第18条 理事長は、前条の規定により決定した措置及びその研究者等について、措置の研究者及びその者が所属する機関並びに通報者に通知するものとする。

(研究資金の打ち切り)

第19条 理事長は、被認定資金のうち被認定者が行っていた研究に係る資金の配分を受けた機関に対して、当該被認定資金の配分を打ち切り、当該認定資金であって、措置決定時において未だ配分されていない残りのもの、あるいは次年度以降配分が予定されているものについては、以後配分しないものとする。

(研究資金の申請の不採択)

第21条 理事長は、不正行為が認定された時点において被認定者が研究代表者となつて、研究資金に対して行われている申請については採択しないものとする。

2 不正行為が認定された時点で被認定者が研究分担者又は研究補助者となつて、研究資金に行われている申請については、当人を除外しなければ採択しないものとする。

(不正行為に係る研究資金の返還)

第22条 理事長は、被認定資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費(間接経費若しくは管理費を含む。)の一部又は全部の返還を求めるものとする。

(研究資金の申請制限)

第23条 理事長は、不正行為が認定されたすべての者に対して、すべての研究資金への申請を制限するものとする。制限期間については、不正行為の重大性、悪質性及び不正行為への関与の度合いに応じて委員会が定めるものとする。

(不服申立て)

第24条 不正行為と認定された被通報者は、通知の日から15日以内に委員会に不服申立てをすることができる。

(再調査)

第25条 不服申立てがなされたときには、委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事項の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

第26条 理事長は、委員会の調査結果に疑義が生じたときは、委員会に再調査を諮問

することができる。

第27条 前条の不服申立てにより再調査を行う場合には、申立て者に対して先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、速やかな解決に向けて調査に協力を求め、申立て者からの協力が得られない場合には再調査を打ち切ることができる。

(調査結果の公表及び措置)

第28条 理事長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

(啓発活動)

第29条 委員会は、不正行為の予防のために職員への倫理教育を含む啓発活動を行うものとする。

(庶務)

第30条 委員会の庶務は業務担当課において処理する。

(補則)

第31条 この要綱に定めるもののほか、研究活動の不正行為への対応に関する必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 財団法人科学技術交流財団における研究活動の不正行為への対応に関する規程（平成20年2月1日施行）は、この要綱の施行をもって廃止する。
- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後から適用し、同日前の事案については、財団法人科学技術交流財団における研究活動の不正行為への対応に関する規程（平成20年2月1日施行）の例による。